

(3) 転勤・転職などで特別徴収を継続する場合

転勤先で引き続き特別徴収を継続する場合の記入例

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

年度

1

右から
番号を
記入

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

受付印

(宛先)

津市長

令和 7 年 10 月 2 日提出

給与支払者

特別徴収義務者

所在地

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

フリガナ

カブシキガイシャ アノツコウギョウ

氏名又は名称

株式会社 あのつ工業

個人番号 (マイナンバー)
又は法人番号

9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

←個人番号の記載に当たっては、
左端を空欄とし右詰めで記載

特別徴収義務者
指 定 番 号

123456789

宛 名 番 号

9

担連
当絡
者先

所 属

総務課

氏 名

津市 一郎

電 話

059-229-3130 内線 (6220)

給
与
所
得
者

フリガナ

ツシ ヨシコ

氏 名

津市 美子

生年月日

元号 3 ー 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 30 年 7 月 7 日

個人番号
(マイナンバー)

3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3

受給者番号

TSU003

1月1日
現在の住所

津市西丸之内23番5号

異動後の
住 所

同上

(ア)
特別徴収税額
(年税額)

241,000 円

(イ)
徴収済額
(納付済額)

6 月分から 9 月分まで
81,000 円

(ウ)
未徴収税額
(ア) - (イ)

10 月分から 5 月分まで
160,000 円

異 動 日

R 7 年 9 月 30 日

異 動 の 事 由

2 1. 退職
2. 転勤
3. 休職
4. 長期欠勤
5. 死亡
6. 乙欄適用※a
7. 支払少額・不定期※b
8. 事業専従者のみ※c

異 動 後 の 未 徴 収
税 額 の 徴 収 方 法

1 1. 特別徴収継続
⇒①を記入
2. 一括徴収
⇒②を記入
3. 普通徴収(本人納付)
⇒③を記入

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)

特別徴収義務者
指 定 番 号

987654321

新規

法 人 番 号

8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8

所 在 地

〒514-0073 津市殿村5番地

フリガナ

ツシカンコウ ユウゲンガイシャ

氏名又は名称

津市観光 有限会社

担
当
者
連
絡
先

所
属

人事課

氏
名

三重 次郎

電
話

059-229-0000 内線 (1111)

新しい勤務先へは、月割額 20,000 円を
10 月分 (翌月10日納入期限分) から
徴収し、納入するよう連絡済みです。

受 給 者 番 号

ABC001

納入書の要否
(新規の場合のみ記載)

右から
番号を
記入

1. 必要 2. 不要

② 一括徴収の場合

理由

右から
番号を
記入

1. 異動
2. 異動
【注】 1. 一括徴収

特別徴収継続の場合、新しい勤務先での特別徴収開始月や
担当者名等を聞きとっていただき、前特別徴収義務者様にて
ご記入ください

徴収予定月日

徴収予定額
(上記 (ウ) と同額)

月 日 円

左記の一括徴収した税額は、
月分 (翌月10日納入期限分) で
納入します。

③ 普通徴収 (本人納付) の場合 (後日市町より本人あてに納付書を送付します。)

理由

右から
番号を
記入

1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため
3. 死亡による退職であるため

【注】 1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別
徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。

※市町記入欄

異

三重県内全市町共通様式

し三重県
提出の
他の市
市町に
名を記
載する
場合も
ご使用
いただ
けます。
宛先を
訂正

※ a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。 ※ b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引きされない月がある場合。

※ c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。